

○北広島市住宅リフォーム助成に関する条例施行規則

平成23年2月28日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、北広島市住宅リフォーム助成に関する条例(平成22年北広島市条例第30号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(リフォームに必要な資格等)

第2条 条例第2条第5号に規定するリフォームに必要な資格等を有するものとは、次の各号のいずれかに該当する法人又は個人事業者とする。

(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第5条に規定する一般建設業の許可又は同法第15条に規定する特定建設業の許可を受けた法人又は個人事業者であること。

(2) 法人である場合においてはその役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうち常勤であるもの又は使用人が、個人事業者である場合においてはその者又は使用人が、別表に掲げる資格を有していること。

2 前項の場合において、同項第1号に規定する許可又は同項第2号に規定する資格は、条例第4条第2項に規定する補助金の交付対象となる住宅のリフォームに係る工事内容に適合する許可又は資格でなければならない。

(補助金の交付等)

第3条 補助金の交付、決定等に関しては、北広島市補助金等交付規則(昭和61年広島町規則第10号)の規定するところによる。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

資格区分	
建設業法	一級建築施工管理技士
	二級建築施工管理技士(建築・躯体・仕上げ)
	一級及び二級電気工事施工管理技士
	一級及び二級管工事施工管理技士
建築士法(昭和25年法律第202号)	一級及び二級建築士
	木造建築士
技術士法(昭和58年法律第25号)	建設
	建設「鋼構造及びコンクリート」
	電気電子
	機械
	機械「流体力学」又は「熱工学」

	上下水道
	上下水道「上水道及び工業用水道」
	衛生工学
	衛生工学「水質管理」
	衛生工学「廃棄物管理」
電気工事士法(昭和35年法律第139号)、電気事業法(昭和39年法律第170号)	第一種及び第二種電気工事士 電気主任技術者(第1種から第3種まで)
水道法(昭和32年法律第177号)	給水装置工事主任技術者
消防法(昭和23年法律第186号)	甲種及び乙種消防設備士
職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)	建築大工(1級及び2級)
	左官(1級及び2級)
	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管(1級及び2級)
	給排水衛生設備配管(1級及び2級)
	配管・配管工(1級及び2級)
	タイル張り・タイル張り工(1級及び2級)
	ブロック建築・ブロック建築工(1級及び2級)・コンクリート積みブロック施工
	石工・石材施工・石積み(1級及び2級)
	板金「建築板金作業」・建築板金・板金工「建築板金作業」(1級及び2級)
	板金・板金工・打出し板金(1級及び2級)
	かわらぶき・スレート施工(1級及び2級)
	ガラス施工(1級及び2級)
	塗装・木工塗装・木工塗装工(1級及び2級)
	建築塗装・建築塗装工(1級及び2級)
	内装仕上げ施工・カーテン施工・天井仕上げ施工・床仕上げ施工・表装・表具・表具工(1級及び2級)
	建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級及び2級)
	防水施工(1級及び2級)
その他の資格	建築設備士
	計装
	市長がリフォームに必要な技術又は技能を有すると認める者